

大泉町家庭用防犯カメラ 設置費補助制度のお知らせ

町内における犯罪の発生を抑止し、町設置の防犯カメラの補助的な役割を担う個人の住宅の防犯対策を推進し、町内の住宅(共同住宅及び借家を除く。)に家庭用防犯カメラを設置した方に対し、設置費用の一部を補助いたし、安全で安心なまちづくりの推進を更に図ってまいります。

平成30年10月1日より

大泉町家庭用防犯カメラ設置補助金交付要綱及び大泉町家庭用防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインより抜粋し掲載しております。

■補助額につきましては、下記のとおりです。

◎ 1万円を上限とし 補助対象経費の2分の1 (100円未満切捨)

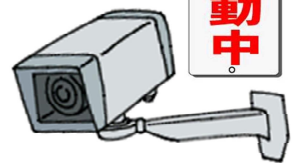
※ なお、補助金の交付は、1住宅につき1台限りです。

■対象者となる方 *文中のカメラとは、家庭用防犯カメラのことです。

- ① カメラを設置する住宅に現に居住し、本町の住民基本台帳に記録されていること。
- ② カメラを設置する住宅の所有者または、カメラを設置することに関し、当該住宅の所有者の同意を得ている方。(借家・アパートについては対象外となります。)
- ③ 町税を滞納していない方

■対象となる設置経費

- ① 撮影した映像を確認するモニター、撮影した映像を記録する録画装置、その他のカメラと一体的に機能する機器の設置。
(スマートフォン、タブレット端末、パソコン等を除く。)
- ② 家庭用防犯カメラを設置している旨の表示について。



—家庭用防犯カメラ設置前に—

補助制度のご利用をお考えの方は、**カメラ等設置前**に「補助金交付要綱や設置及び運用に関するガイドライン」について、内容の説明いたしますので、お手数ですが、安全安心課に一度ご連絡いただくか、役場2階⑳番窓口までお越しくください。適正な管理運用について、ご理解ご協力をお願いいたします。

補助金の申請から交付までの流れ

①安全安心課にて「補助金交付要綱や設置及び運用に関するガイドライン」についての説明をいたします。

②機器の設置後、大泉町家庭用防犯カメラ設置補助金交付申請書（別記様式第1号）を安全安心課へ提出します。

【添付書類】

- ①設置に係る領収書及び設置に要した経費の内訳が分かる書類
- ②家庭用防犯カメラ等の概要が分かる書類（取扱説明書等）
- ③家庭用防犯カメラ等の設置前及び設置後の写真
- ④町税の滞納がないことを証する書類および家庭用防犯カメラを設置する住宅の所有者を確認することができる書類または町税等調査閲覧同意書

※ 別記様式につきましては、役場2階南側⑦番 安全安心課窓口及び町ホームページから入手できます。

③安全安心課職員が設置宅を訪問し設置状況について確認をさせていただきます。

④交付決定通知書が郵送されます。（別記様式第2号）

※ 申請書類を審査の上、申請書に記載された住所に通知書を郵送します。

⑤請求書を安全安心課へ提出。（別記様式第3号）

※ 通帳又はキャッシュカードのコピーを添付して提出してください。

⑥補助金が指定口座に振り込まれます。

【注意】

- 補助金を受けて設置した家庭用防犯カメラは、3年間は使用してください。
- 「大泉町家庭用防犯カメラ設置補助金交付要綱」及び「大泉町家庭用防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に反し運用等をした場合は、補助金を返還していただく場合がございますので、特に近隣住宅等のプライバシー保護の関係につきましては、十分な配慮とご協力をお願いいたします。

■お問合わせ先■

大泉町役場 総務部 安全安心課地域安全係 電話 63-3111 内線 842